

都道府県社会福祉士会 会長 様

公益社団法人日本社会福祉士会  
会長 西島 善久  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う生涯研修への対応について

本会の生涯研修センターの取り組みにご協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、各都道府県社会福祉士会においても研修の開催について大きな影響が出ていることと存じます。新型コロナウイルスの感染が東京都内で急拡大していることを受け、東京都知事は、3月26日に、都民をはじめ隣接する神奈川、千葉、埼玉、山梨の4県の住民に対しても不要不急の外出の自粛を求めるよう協力を呼びかけ、各県からも東京都内への移動自粛も要請するなど感染対策が行われ、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）につながる恐れが懸念される重大な局面にあります。

また、政府は同日に特別措置法に基づく「政府対策本部」を設置することを決定し、国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれなどが生じれば、総理大臣による「緊急事態宣言」が可能となり、仮に、当該宣言が行われれば、都道府県知事が外出の自粛や施設の使用制限などを要請し、その期間として21日程度とされています。首都圏でロックダウン（都市封鎖）が起これば、支援を必要とする人々をはじめ、私たちの生活にも甚大な影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、本会としても、地域の感染状況を考慮しつつ、感染拡大を抑制するため一層の対応が求められていることから、現時点における基本的な方針や考え方について、下記のとおりお伝えします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

本会及び各都道府県社会福祉士会は、毎年多くの研修を社会福祉士等へ提供しています。しかし、現在の状況は例年通りに研修を開催できる状況にはありません。感染拡大の状況は都道府県によって大きく異なりますし、時々刻々と変化しています。各都道府県社会福祉士会におかれましては、受講者である社会福祉士等への安全と拡散抑止を最優先に考えて可能な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止として、①換気の悪い密閉空間、②人が密集する場所、③密接した近距離での会話の『3つの密』を避けることによる感染対策を講じる必要がありますので、開催にあたっては、これらを踏まえ、十分な対策を講じることを要請いたします。

## 2 本会主催研修について

本会は5月度の研修を延期もしくは中止することとしました。対象となる研修は、認定社会福祉士認定研修ですが、延期する場合は認定社会福祉士認定申請期間（9月1日から9月30日まで）の延長について機構へ申し入れを行う予定です。その他の研修については、今後、感染の収束状況を考慮しながら、適切に判断してまいります。しかしながら、感染拡大が続く場合には、本会主催の研修会の一部又は全部の延期又は中止とすることが想定されます。

## 3 本会から都道府県社会福祉士会へ委託している研修について

### (1) 基礎研修

例年、基礎Ⅰ、基礎Ⅱ、基礎Ⅲの各課程は1年度間を期間として実施しますが、2020年度は開始時期が遅れることが予想されます。その結果、終了時期が年度をまたぐ可能性が高くなります。その場合は、機構には開催日程にかかる変更届の提出が必要となりますので、あらかじめ本会事務局へ日程変更の連絡をお願いします。それを受けて機構へ変更届を提出します。

また、認証単位とするには6年度間に基礎研修を構成する認証科目を修了することが必要ですので、6年目の受講に当たる方には変更届にもとづく開催日程が期限となります。なお、各課程が重複するような受講（例えば、基礎Ⅱ修了前に基礎Ⅲを受講することなど）はできませんが、事務処理上の重複（例えば、基礎Ⅱ修了見込みで基礎Ⅲの受講申込を受け付けるなど）は可能です。

なお、当該研修会の開催の延期によって、翌年度に開催する研修会に大きく影響を及ぼすことも予測され、結果として翌年度の研修会の延期又は中止が想定されます。また、新型コロナウイルスの影響により受講者の確保が困難な場合も含め、2020年度の研修の一部又は全部を中止する都道府県社会福祉士会も想定されますので、中止の判断をされる場合についても、あわせて連絡をお願いします。

### (2) 成年後見人材育成研修

受講要件の一つである、基礎研修の修了は必要ですが、事務処理上の重複（例えば、基礎研修修了見込みで成年後見人材育成研修の受講申込を受け付けるなど）は可能ですので、延期等をされる場合には、延期による開催時期の検討の際に参考にしてください。

### (3) 研修の開催形態等について

認証研修として実施する場合は、原則、認証された要件での実施が求められます。そのため、今回の新型コロナウイルスへの対応に限定して、機構に講義のオンライン運用（双方向性が確保できるSkypeやzoomを想定）については申し入れを行う予定でありますが、グループ討議等を含む演習を、オンライン運用で同程度の効果を達成するのは難しく、「3つの密」を回避することも難しいと考えています。そのため、新型コロナウイルスの影響が小さい地域では、十分な対策（①定期的な喚起を行う、②受講者間の十分な距離を確保する、③マスクを着用するなどの飛沫対策を講じるなどの対策）を講じた上で開催することも考えられますが、そうした対策を講じることが難しい場合には、中止も含めて検討して頂く必要があります。

なお、成年後見人材育成研修を認証研修ではなく会独自の研修として行うことも考えられま

す（認証の単位にはなりません）。その場合の研修開催方法については別途検討し、お知らせします。

#### 4 その他

##### (1) e-ラーニングの推進について

この度、基礎Ⅱの実践評価科目（1単位）と基礎Ⅲの実践評価科目（1単位）の講義部分にe-ラーニングを導入した科目の認証が取得できました。今後、基礎研修の講義にe-ラーニングを導入した認証研修の取得を進めます。また、本会としてe-ラーニングを活用した研修の実施について、積極的に進めていきたいと考えていますので、研修会の開催にあたっては、ご検討をお願いします。

##### (2) スーパービジョン実績について

機構の単位対象となるスーパービジョン実績は、初回の打合せは直接会って面談が必要ですが、その後は直接会うことが難しい場合はSkypeやzoomによるスーパービジョンが認められていますので、今回のような場合は、Skypeやzoomによるスーパービジョン実施への適用が可能です。また、契約期間は原則1年間となりますが、契約期間内にスーパービジョンを終了することが難しい場合には、スーパーバイザー・スーパーバイジー双方の合意の下、契約期間を3ヵ月間延長することが可能です。なお、期間の延長を行う場合には、覚書を交わす等、書面を残しておく必要がありますのでご注意ください。

##### (3) 認証研修について

各都道府県社会福祉士会が取得している認証研修について、開催日程の延期などの場合は機構に変更届が必要となりますので、詳しくは機構にお問い合わせください。

##### (4) 研修会の開催に係る会議等について

各研修会の開催にあたっては、各都道府県社会福祉士会の所管する委員会等での打合せなどを行うことが必要であり、新型コロナウイルスの影響により、ウェブ会議を実施したとしても十分な打合せを行うことができない場合も想定されます。研修会の開催にあたっては、受講者のみならず、役員等の状況も考慮し、事前・事後の準備も考慮に含めて、十分な検討をお願いします。

以上